

# 名古屋大学環境医学研究所における倫理審査委員会に関する内規（案）

制 定 平成 27 年 6 月 19 日  
最終改正 平成 28 年 4 月 22 日

## （趣旨）

第1条 名古屋大学環境医学研究所における「人を対象とする研究等」の倫理に関する内規（以下「倫理内規」という。）第3条第2項に基づく倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

## （責務）

第2条 委員会は、環境医学研究所長（以下「所長」という。）から研究の実施の適否等について諮詢があったときは、倫理的観点及び科学的観点から、環境医学研究所（以下「研究所」という。）及び研究所に所属する研究者、研究所以外の部局に所属する研究者等の利益相反に関する情報を含め、中立的かつ公正に審査を行い、文書により意見を述べなければならない

## （組織）

第3条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- 一 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 3 名以上
  - 二 倫理学又は法律学の専門家 1 名以上
  - 三 一般の立場から意見を述べることができる者 1 名以上
- 2 前項の委員は、男女両性で構成されるとともに、研究所に所属しない者を複数名含むものとする。
- 3 前項第1号の委員は、研究所の教員のうちから教授会の議を経て、所長が任命する。
- 4 第1項第2号及び第3号の委員は、教授会の議を経て、所長が委嘱する。
- 5 前4項に定めるもののほか、倫理内規第5条第3項に規定する他部局の研究に係る審査を行う場合は、委員会は、その都度、研究責任者が所属する部局の教員（部局の長を除く。）のうちから若干名を委員として加えることができる。この場合における委員の任期の終期は、当該研究計画の審査を終えたときとする。

## （任期）

第4条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから所長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

## （定足数及び議決）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことによって成立する。

- 一 第3条第1項各号の委員がそれぞれ1名以上出席すること。
  - 二 男女両性の委員が出席すること。
  - 三 研究所に所属しない委員が2名以上出席すること。
  - 四 5名以上の委員が出席すること。
- 2 委員会の採択は、原則として、出席者全員の合意によって決するものとする。ただし、全員の合意が得られない場合は、出席者の3分の2以上の合意をもって決するものとする。
- （迅速審査）

第 7 条 前条の規定にかかわらず、倫理内規第 8 条に規定する迅速審査は、本内規第 3 条第 1 項第 1 号の委員の持ち回り書面審査により行うものとする。

2 前項の規定に基づく迅速審査の結果については、全ての委員に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、研究所総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

この内規は、平成 27 年 6 月 19 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 22 日から施行する。